別記第2号様式(第3条関係)

変 更 届 出 書

年 月 日

熊本県知事

様

所 在 地 事 業 者 名 称 代表者の氏名

印

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので、児童福祉法第21条の20の規定により届け出ます。

	事	業	所	番	号												
	名所サ				称							•				•	
指定内容を変更した事業所	所		在		地											 	
	サ	— Ŀ	: ス	の種	類											 	
変更があった事項							茤	更	の内	7容	?						
1.事業所の名称				(変更	前)							(変	更	後)		
2.事業所の所在地																	
3 申請者の名称																	
4 主たる事務所の所在地																	
5.代表者の氏名及び住所 定款・寄附行為等及びその登記	₩.W.	₩-1-															
「足級・奇吶1」為寺及びての登記: 6:又は条例等(当該指定に係る事)																	
るものに限る。)	₹I~	₹ 7															
7 事業所の平面図及び設備の概要	<u>.</u>																
8 事業所の管理者の氏名及び住所																	
事業所のサービス提供責任者の	氏夕	·····································															
9 事業所のサービス提供責任者の び住所	-V-L	·~															
10.運営規程																	
44!																	
11:居宅生活支援費の請求に関する	事項	į l															
12 事業所の種別(併設型・空床型の	三列)																
13 併設型における利用者の推定数	又は	空															
1 法学における当該施設の人所有	IJŒ																
14 協力医療機関の名称及び診療科	名引	たび															
:に当該協力医療機関との契約内	24																
15 併設する施設がある場合の当該	併設	施															
:設の概要																	
変更年月日						平	成	年		月		日					

- 備考1 該当項目番号に〇を付してください。
 - 2 変更内容がわかる書類を添付してください。
 - 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

別記第3号様式(第3条関係)

廃止 · 休止 · 再開届出書

年 月 日

熊本県知事

様

所 在 地 事 業 者 名 称 代表者の氏名

ΕD

次のとおり事業の廃止(休止・再開)しましたので、児童福祉法第21条の20の規定により届け出ます。

	事	業	所	番	号											
廃止(休止・再開)する事業所					称											
廃血(外血・丹用)9 る事条別	所		在		地							 ••••				
廃止・休止・再開した年月日							平成	年	. ,	月	B					
廃止・休止した理由															-	
現に指定居宅支援を受けていた者に対す (廃止・休止した場合のみ)	する措	置														
休止予定期間				平成	.	年	月	日	~平	成	年	月	E	=		

- 備考 1 事業の再開に係る届出にあっては、当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態が休止前と 異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。
 - 2 廃止・休止・再開の日から10日以内に届け出てください。

登載依頼

熊本県教育委員会訓令第12号

本 庁 各 課 各 地 方 機 関 各 県 立 学 校

熊本県教育庁文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成14年8月1日

熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

を

を

熊本県教育庁文書規程の一部を改正する訓令

熊本県教育庁文書規程(昭和 36 年熊本県教育委員会訓令第 50 号)の一部を次のように 改正する。

第 32 条第 1 項	別に定める	別に地方機関の長が定める						
	総務企画課	文書取扱主任						

Γ

第 32 条第 1 項	別に定める	別に地方機関の長が定める
	総務企画課	文書取扱主任
第 32 条第 2 項、	各課長	各課長 (課を置かない地方
第 3 項		機関にあっては主務者。)

に改める。

第 63 条第 1 項中「(第 13 号を除く。)」を削り、「第 19 条第 4 項」を「第 19 条第 2 項」 に改める。

第 64 条第 1 項中「第 3 項及び」を削り、同条第 2 項の表中

第 32 条第 1 項	別に定める	別に校長が定める				
	総務企画課	文書取扱主任				

Г

第 32 条第 1 項	別に定める	別に校長が定める
	総務企画課	文書取扱主任
第 32 条第 2 項、	各課長	主務者
第 3 項		

に改める。

附 則

この訓令は、平成14年8月1日から施行する。